

危険物船舶運送及び貯蔵規則 第 111 条

(積付検査)

第 111 条 船長は、次の各号に掲げる危険物を運送しようとする場合は、積載方法その他積付けについて、船積地を管轄する地方運輸局長又は船舶安全法第 28 条第 5 項の登録検査機関（以下単に「登録検査機関」という。）の検査を受けなければならない。

- 一 次に掲げる火薬類
 - イ 等級が 1.1、1.2 又は 1.5 の火薬類で正味質量 250 キログラム以上のもの
 - ロ 等級が 1.3 又は 1.6 の火薬類で正味質量 500 キログラム以上のもの
 - ハ 等級が 1.4 の火薬類で正味質量 1,000 キログラム以上のもの
- 二 容積（摂氏 0 度で 0 メガパスカルの状態に換算した容積をいう。）300 立方メートル以上の液化ガス以外の高圧ガス又は質量 3,000 キログラム以上の液化ガス
- 三 有機過酸化物（正味容量 30 リットル以上の告示で定めるものに限る。）
- 四 正味質量 15 キログラム以上の告示で定める毒物
- 五 放射性物質等（第 80 条第 1 項第 1 号に掲げる放射性物質等（第 96 条の告示で定める放射性物質等を除く。）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示 第 24 条 第 1 項及び 2 項

(積付検査を必要とする危険物)

第 24 条 規則第 111 条第 1 項第 3 号の告示で定めるものは、別表第 1 の品名の欄に「(温度管理が必要なもの)」が掲げられている有機過酸化物とする。

2 規則第 111 条第 1 項第 4 号の告示で定める毒物は、容器等級が の毒物とする。